

# 平成30年度事業計画

## ～知財の輪の更なる拡大を目指して～

### 1. はじめに

I o T、ビッグデータ、人工知能に代表されるデジタル・ネットワーク分野の技術革新の波に押されて第4次産業革命が進行しつつあります。

しかしながら、このような変革の時代に、我が国の知財の活力は低下傾向にあります。出願件数の低下にみられるように、知的創造活動は低迷しており、我が国の知的創造サイクルの流れは先細り傾向にあります。これでは変革の時代に乗り遅れてしまいます。

これからの時代を乗り切るためには、知的創造サイクルを活性化させることが必要です。知的創造サイクルの活性化は、近年悪化している弁理士の業務環境の改善にもつながります。

上記の観点に立ち、昨年度は、知的創造サイクルを活性化させ、併せて弁理士の業務環境の改善を図ることを主眼にした施策を実施してきました。本年度は、昨年度の経験を活かしつつ、以下の施策を更に推し進めて参ります。

### 2. 重点政策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善を図ります。
- (2) 会員にとって有益な施策を充実します。
- (3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化を図ります。
- (4) 日本弁理士会の組織の改革を推進します。

### 3. 具体的施策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善

- ① 弁理士のコア業務の充実

知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善は、弁理士のコア業務の充実により大きく前進させることができます。コア業務の充実は、中小企業（スタートアップ企業を含む）、大企業対策及び外国企業に対し、それぞれ対策が必要です。特に、中小企業については、企業数割合に対して出願数割合が極めて低いのは周知の通りであり、中小企業の潜在的能力を引き出すことができれば、コア業務の拡充につながる可能性があります。中小企業の知財マインドの向上は、日本の産業界全体の知財政策をより積極的な方向

に導くと考えます。

このような観点から、以下の施策を実施します。

A：「知財広め隊」の積極的な活用

「知財広め隊」を通じて、中小企業に知財の有用性を認識してもらうことに特化したセミナーを全国網羅的に行います（本年度50箇所、昨年度の50箇所を合わせて2年間で全国100箇所程度）。

また、知財広め隊の活動を通じて、経済産業局、地方公共団体、商工会議所、商工会、発明協会、金融機関等と、支部役員及び県の窓口責任者等を中心に、人的なネットワークを作って参ります。

次年度以降は、上記ネットワークを通じて知財広め隊の名前を使って支部の予算で独自に企画をしていただけるように準備をして参ります。

セミナー対象者は、中小企業の経営者のみならず、創業間もないスタートアップ企業、これから起業をしようとする経営者などに拡大致します。

B：弁理士知財キャラバンの積極的な活用

支援協定及び知財広め隊を利用した新規クライアントの発掘等により、新規コンサル件数を増やします。

C：支援による活用事例の創出とその利用

弁理士知財キャラバン等、知的財産経営センターの活動を通じて、中小企業での知的財産の活用事例を増やし、これを「知財広め隊」によるセミナーで紹介します。また、活用事例の中で、広報に活用できる優れた事例については、これを広く社会に知らしめ、中小企業の知財に関するマインドの改革を効果的に行うことにより、コア業務の一層の充実を目指します。

D：大企業への働きかけ

日本国内における知財力のさらなる強化を目指し、特許庁や他の知財関連団体（JIPA、JAFBIC等）と積極的に意見交換を行い、連携強化を図ります。大企業の出願動向（例えば件数変動）と事業上の変化（例えば収益の変化）の関係等について会長室又は必要に応じて外部で調査し、この調査結果を踏まえて、大企業の出願数の減少傾向に歯止めをかける有効な働きかけ（広報による経営者層への啓発活動等）について検討します。

E：出願経験があるクライアントへの対応能力の強化

出願経験のあるクライアントが求める一歩進んだ支援ができるよう、会員への研修を強化します。特に外国への出願業務及び商品等の輸出入に伴う知財関連業務等に関する研修を強化し、これらの業務の拡大を図ります。

F：権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進

実用新案及び意匠が活用しやすい点と、実用新案、意匠及び商標の活用例とを各委員会等が保有するコンテンツやアンケートの分析などを通して検証し、「知財広め隊」等で積極的に紹介し、活用促進に役立てます。

また、特許、実用新案及び意匠について、ユーザーの権利化意欲の増大につながる施策を検討します。

#### G：海外へのアピール

日本弁理士会独自で、又は特許庁、ジェトロ、各国大使館、各国ユーザー団体等の各種機関・団体と協力連携して、我が国の知財制度の利点を海外へアピールし外国からの出願を促します。

#### H：産学連携活動の支援

アカデミア発の発明の適切な保護、産業化を支援するため、TLOや他の関連する団体（日本知財学会、UNITT等）との連携強化を図ります。

### ② 弁理士の周辺業務の充実

知的財産経営センターにて、支援弁理士又は推薦弁理士を通じて知財経営コンサルティング、評価書、事業性評価書、事業性簡易評価書及び知的資産経営報告書を提供します。この提供した知財経営コンサルティングの手法や評価書作成方法等を会員に還元し、会員がこれらを実際に顧客に対してサービスを提供できるよう研修を行い、弁理士の周辺業務の充実を図ります。

知的財産経営センターを中心として、弁理士が、権利化業務のみならず、技術情報の秘匿化業務（タイムスタンプを利用した技術情報の秘匿化を含む）及び標準化を含めたオープン&クローズ戦略や知財契約についての相談を業務としていることを対外的に広め、これらの分野の充実を図ります。

知財金融、水際対策、著作権、知財教育等の分野への更なる進出が可能となるよう、これらに関する研修を強化します。知財金融については、特許庁が行っている中小企業知財金融促進事業に代表される国の知財金融政策との連携を図ります。

### ③ 世界の知財制度の流れを見極めた対応

グローバルドシエ等の国際的課題には、各国弁理士会及びWIPO等の関連団体との連携を持って対応し、弁理士がより一層活躍しやすい国際的な環境の実現を図ります。

### ④ 事務所経営改善支援

厳しい事務所経営を余儀なくされる現状において、事務所経営の合理化を支援し、事務所経営状況の分析（経営の見える化）に役立つ施策の実現を図ります。例えば、経営相談員の会員への紹介を本格的に実施します。

⑤ 支部における会員の活躍の場の拡大

地域協定を活用して支部と地方自治体との連携を強化することで、支部における会員の活躍の場を広げると共に、地域知財を発展させやすい環境の整備を図ります。

特に、地域にかかわる組織を束ねる「地域知財活性化本部」を創設し、支援協定先への支援の拡充を図ります。地域知財活性化本部は、会長を本部長とし、メンバーには、担当執行役員、各支部の支部長、知的財産支援センター長、知的財産経営センター長、広報センター長、知財広め隊ワーキンググループ長及び地域を積極的に活性化している弁理士を含めます。

これにより、従来、支部及び支援協定による支援が中心であった地方自治体への支援に、弁理士知財キャラバンや知財広め隊による支援を加えることができる環境を整えます。

さらに、地域知財活性化本部による成果は、広報センターを通じて積極的にメディアに取り上げてもらうよう活動して参ります。

⑥ 非弁行為の取締強化等

非弁行為によりユーザーが損害を被ることを抑止します。非弁行為をする者に、依頼者が仕事を頼むことがないように広報による啓発活動を強化するとともに、特許庁との協力体制の拡充に努めます。隣接士業と比較した調査及び検討を行います。

⑦ 弁理士倫理上問題のあるウェブサイトへの調査・対応

弁理士倫理上問題となる恐れのあるウェブサイトがインターネット上に散見されます。支部を中心に広告ガイドラインに従った広告がなされているかを調査し、適切に対応して参ります。広告ガイドラインの作成から一定期間が経過していることから、広告ガイドラインの見直しを図ります。

(2) 会員にとって有益な施策の充実

① 業務に即した研修の一層の充実

広範な相談対象への対応を可能にするため知財コンサル研修を一層充実させるほか、これまでの知財コンサル研修修了者の更なるレベルアップを図ります。価値評価、知財活用等の研究により蓄積された知見を、知財経営研修を通じて会員に広く届けます。

また、ある程度実務経験を積んだ弁理士を対象として、演習型の実務研修を拡充します。将来的には、権利化業務に限らず、周辺業務を含め、更なる実務能力のレベルアップを図るラインナップを目指します。

さらに、特許法、不正競争防止法及び弁理士法等の改正に伴い、弁理士の業務へのデータの保護や標準化の追加における研修も実施して参ります。

② 企業内弁理士と事務所経営又は勤務弁理士による企業知財戦略の検討

企業内弁理士と事務所経営又は勤務弁理士の両方で企業知財戦略を検討する委員会を立ち上げ、両者の視点から企業知財戦略を検討し、適した検討結果については研修プログラムに取り込むことで、研修プログラムの充実を図ります。

中でも、普遍性に富む研修プログラム作品に関しては、eラーニングコンテンツの多様化にもつなげます。

### ③ グローバル知財人材の育成

外国の知財関係組織との交流等、現在日本弁理士会が行っている国際的活動に一般会員がより係わりやすくする方策を実行します。また、海外会員を活用すること等による情報収集力の強化を図ると共に、英語によるプレゼンテーション能力の向上等を含む国際的な研修の充実を図ります。

### ④ 会員に必要な情報の提供

附属機関、委員会等からの会員向け情報（電子フォーラムに掲載のデータ）のコンテンツの充実を図ります。具体的には、補助金や助成金の情報の提供を行います。これにより、会員にとって必要な情報がタイムリーかつ容易に入手できる環境を引き続き整備します。

### ⑤ 事業承継システムの充実

事業承継のよりスムーズなマッチングを実現するために、会員マッチングセミナーを今後も継続して開催します。事業承継のやり方については会員に必要な情報として提供します。

### ⑥ 日本弁理士会の財務環境の検証

日本弁理士会の財務環境について昨年度財務委員会から出された報告に基づき、赤字予算に対し、段階的に見直しを図ります。

## (3) 中小企業への知財支援と普及活動の強化

### ① 中小企業への知財支援

知財広め隊によるセミナーと弁理士知財キャラバンは、支部と本会が連携を図りつつ、中小企業への知財支援を兼ねて実施します。

知的財産経営センターによる中小企業への知財支援を強化します。特に、キャラバン事業はスタートして4年目となりますので、中小企業へのコンサルティング能力をさらに強化し、弁理士知財キャラバンにより習得したコンサルティング手法を会員に還元できる仕組みを作って参ります。

### ② 知財の普及活動の強化および弁理士の知名度向上

昨年度は、広報のプロを招聘し、大胆な資金の投入を伴う広報戦略について検討し、広報活動の目的、ターゲット、効果の検証の可能性、注力すべき

広報の方向性を検討しました。本年度は、その検討を踏まえ、弁理士知名度を上げるための広報を継続的に実施して参ります。また、漫画、タレントを用いた広告宣伝など種々の広報手段の中から、中小企業に届く広告メディアを検討して実行していきます。

#### (4) 日本弁理士会の組織改革

##### ① 委員会等の適正化

過去の諮問と答申の解析結果に基づき、委員数、委員会数及び諮問の適正化を図ります。委員会等の委員の選任にあたっては、会長推薦制度を引き続き利用します。

##### ② 中長期的な課題の検討組織の設置と活用

複数年に亘って継続検討すべき中長期的課題に関する諮問の管理とその結果の活用を図る組織を設置します。

この組織を活用することで、将来を見据えた中長期に亘る調査研究に基づき、日本弁理士会が中長期に亘って取組むべき諸課題と会内各組織に向けて発する諮問等との長期的整合性を確保する共に、サービスの変化、経営システムの変化、経済システムの変化を把握することで、知財政策の視点からの変化に伴う課題等に関し、有益な情報の発信を図ります。

##### ③ 本会与支部との間及び各支部間の情報の共有化の促進

本会（役員会）と支部間の情報格差の是正を図ります。本会の役員室と支部室を結んだテレビ会議を用いた役員会の開催を実施します。

##### ④ 支部の役割の充実

支部の役割を、実行可能な支部から充実させます。各支部における地域知財活性化事業をより円滑かつ積極的に推進し、その展開を図るために、支部名称の変更を図ります。

## 4. その他

##### ① 弁理士法改正

過去の弁理士法改正時の議論を踏まえながら、現在の知財を巡る社会情勢の変化を考慮し、次の弁理士法改正に向けた検討を始めます。

##### ② I N P I T近畿統括本部への協力

日本弁理士会として、近畿支部を通じて、I N P I T近畿統括本部に可能な協力を提供します。

##### ③ 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

東京オリンピック及びパラリンピックの開催に関連し、日本弁理士会が貢献できることを検討します。関東支部と連携して2020年（平成32年）の東京開催に向けて盛り上げていきます。

④ 弁理士制度120周年記念事業の開催準備

弁理士制度120周年記念事業の準備をより一層進めていきます。

⑤ 弁理士法に基づく事務・事業への取組

弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。

以上